

第三十八回国会 大蔵委員会議録 第二十八号

昭和三十六年四月十九日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事伊藤 五郎君 理事嶋田 宗一君

理事細田 義安君 理事毛利 松平君

理事有馬 輝武君 理事平岡忠次郎君

理事堀 昌雄君

岡田 修一君 簡牛 九夫君

久保田藤麿君 田澤 吉郎君

高田 富與君 津雲 國利君

永田 亮一君 西村 英一君

藤井 勝志君 佐藤觀次郎君

田原 春次君 広瀬 秀吉君

藤原豊次郎君 武藤 山治君

安井 吉典君

出席國務大臣 小金 義照君

郵政大臣 小倉 義照君

出席政府委員

總務府事務官 八巻淳之輔君

(恩給局長)

大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 (主計局給与課長) 船後 正道君

郵政事務官 松田 英二君

(大臣官房電氣通信管理官)

委員外の出席者 專 門 員 拔井 光三君

四月十五日

国税庁の勤務条件改善等に関する請願外一件(五島虎雄君紹介)(第二四九七号)

同外五件(辻原弘市君紹介)(第二四九八号)

同外五件(吉村吉雄君紹介)(第二五六一号)

同外十三件(吉村吉雄君紹介)(第二五六一号)

同外二件(野原覺君紹介)(第二六八七号)

同外三件(八木一男君紹介)(第二六八八号)

特別税理士試験制度存続に関する請願外二件(五島虎雄君紹介)(第二五〇〇号)

同外五件(辻原弘市君紹介)(第二五〇一号)

同外十五件(吉村吉雄君紹介)(第二五五〇号)

同外二件(安井吉典君紹介)(第二六一七号)

同外二件(野原覺君紹介)(第二六八九号)

同外五件(八木一男君紹介)(第二六九〇号)

は本委員会に付託された。

同外十四件(三編義三君紹介)(第二四九九号)

同外一件(安井吉典君紹介)(第二五六一号)

同外十三件(吉村吉雄君紹介)(第二五六一号)

同外二件(野原覺君紹介)(第二六八七号)

同外三件(八木一男君紹介)(第二六八八号)

特別税理士試験制度存続に関する請願外二件(五島虎雄君紹介)(第二五〇〇号)

同外五件(辻原弘市君紹介)(第二五〇一号)

同外十五件(吉村吉雄君紹介)(第二五五〇号)

同外二件(安井吉典君紹介)(第二六一七号)

同外二件(野原覺君紹介)(第二六八九号)

同外五件(八木一男君紹介)(第二六九〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(參議院送付)

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二二号)

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五六号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)

○足立委員長 これより會議を開きます。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 前会に引き続きまして、一、二点お伺いいたしたいと思います。

今回の法改正によりましてかなりの前進がなされることはけつこりでございますけれども、さらにもた、たたいま理事等におきましても附帯決議を付さうではないかというより御意見もあつたようでございます。そこで、特に國鉄の場合に、外地鐵道の引揚者の問題がなお非常に切実な問題として残つておるわけでありまして、国有鐵道といつたとしても、やはり外地鐵道の數多くの経験というものをそのまま受け入れて、従つて新規採用の何にも知らない人たちを受け入れたのではやはり違ふ実情にあるわけでありまして、そういうようなことから、何とかこの人たちが救済する道はなからうか、こゝろより思ふわけでありまして、あるいは電電公社、電氣通信関係などでも、満鉄あるいは華中、華北鐵道、これに見合ふような当時の機關もあつたやにも聞いておるわけでありま

す。そういう場合、そういうようなところから公社に戦後就職したような場合において、この通算の問題もやはりやるべきではないかというように考へるわけでありまして、そういう点についてどのようにならうか、その点をちよつとお伺いいたしたいと思います。

○小金國務大臣 ただいま御指摘になりましたような点につきましても、この改正案を立案審議する際にいろいろ經過的に考へたようでございますので、その衝に当たりました政府委員から答弁させていただきます。

○松田政府委員 御指摘の問題につきましては私どもも考へているわけでございまして、現在の公企体共済組合法の体系におきましては、今の資格期間として扱つておられますいろいろな資格の方たちが幾つかこの法律の中にあつておるわけでございますが、外地關係のたゞいま御指摘の方たちにつきましても、現在の共済組合法の中におきましても全然取り上げていない問題でございます。さしむきこの法案を提出いたしましたので、これを調整いたしましていろいろと事柄を考へるといふ場合には、この問題は少し根本的に考へなければならぬ問題と考へると思はれますので、今回の改正にはその問題は取り入れられなかつたわけでありまして、外地關係の問題につきましても、引揚者と申しますか、そういう方たち全体とのつり合ひの問題もございまして、なお私ども慎重に検討いたさなければならぬ問題と考へておる次第であります。

○広瀬(秀)委員 検討をされるということでございますので、あまり長く御質問をいたさないのであります。質問をいたさないつもりであります。が、公務員關係の共済組合法の中にも、外國政府に勤務しておつた期間などもこれから通算しようというよりなことも出ておるわけでありまして、外鐵の場合にこれを通算しようという場合には、若干問題点があると思はれるのは、やはり掛金の問題があるだろうし、また均衡の問題というものもあるだろうと思つておるわけでありまして、それとするならば、やはり外國政府の職員というの、これは外國政府で共済組合に相當するものがあつたとすれば、そこには積んでおつたかもしれないが、やはり積んでおるわけではないわけでありまして、しかしながら、現在内地において公務員としておる、こゝろの場合には、そういうものをもできる限り通算しようというよりな時期になつてきておるわけでございます。そして、そういうようなことも考へますならば、当時の満鉄とか、あるいは華北鐵道というものがたしかあつたと記憶しておるわけでありまして、そういうようなところに勤務しておつて、しかもこれはかなり國策的な立場で大いに政府が奨励をして向こうに行つてもらうというよりなこともあつたわけでありまして、その会社の性格というの

はり準政府機関的な色彩が非常に強いものであつたわけでありませうから、その間にそれを絶対に区別するほどの根本的な差異というものはやはり見当たらないんじゃないか、こういふようにも思われるわけでありませう。従つて、こゝら点について今後の問題として、できるだけ早い機会に十分御検討をいただきまして、もちろん均衡の問題、それから掛金をその期間全くかけてなかつたといふようなものもあるわけでありませうけれども、そゝらいうようなものも彼此勘考いたしまして、何とかそれらのものを若干でも通算できるような形をぜひ一つ出していただくようにお願いいたしておきたいと思つておられます。その点で大臣からも御答弁をいただきたいと思つておられます。

○小金国務大臣 ごもつともな御意見でありまして、やはり掛金とか勤務地の相違、いろいろなきがございまして、根本問題として他との振り合い等も考慮いたしまして、できるだけすみやかに検討を加えまして、御趣旨の線に沿つて努力して参りたいと思つておられます。

○足立委員長 平岡忠次郎君。  
○平岡委員 きょう上程になつておる法律案に必ずしも直接関連のないことではあります、小金郵政大臣がお見えになつておられますので、お伺ひしたいと思つておられます。

けさほどの毎日新聞の投書欄に、「不合理きわまる郵便年金」と題しまして、投書が載つておられます。これは短いですが、よつと読みますが、この問題につきまして、当局の御説明をいただきたい。「老後の生活安定」といふことで年金額三十円、五十才支払開始の据

置終身年金に三十年前に加入契約した。三十年前の話です。「掛金は四十八円三十九銭、第一回支払開始昭和三十六年七月となつてゐるので、そゝら受給の期に入つてきたといふわけですね。そこで、受給に必要な注意事項を見たところ、受給のたびごとに、戸籍抄本を提出するように書いてある。年金支払は年四回ですから一回七円五十銭ずつと思つて、それなのに抄本手数料は三十円、つまり年金三十円の支払をうけるのに百二十円の抄本手数料が必要といふわけだ。これは一体どういふことなのでしょう。三十年以上も据置いた今日、これが老後の生活安定とは……」慨嘆しておられます。なお、つけ加へまして、「当時の掛金四十八円三十九銭といへば、農家に於てはなかなかの大金でした。おそろくいまでは、納得のいくように改正されてゐると思つておられますが、いなか者ゆゑ、なんにも知りませぬ。関係当局のご説明をお願いします。」こゝら投書です。この説明を求められておる事項に對して郵政省の方が色よい返事があろうとは私は思つておられません。しか

し、この事例は、今回あなたも閣僚の一人として提案されておる国民年金法といふものの将来を卜する一つの事例だと思つて、われわれ自身が考へてみましてなかなか含蓄のある質問です。そのいふことではありますので、郵政大臣から右の投書に對する御回答をいただきたいと思つておられます。私自身が回答を受けておる筋合いではないのですが、やはり国民の声ですから、一つ御説明をいただきたい。

○小金国務大臣 保険とか年金とか、相当長期にわたる掛金または払い込み

等をする制度につきましては、たゞいま御指摘になつた新聞記事のような実例がございませぬ。特に郵便貯金にも小額のそゝら金額が相当たくさんございませぬ。戦前戦後にわたりますと、貨幣価値が御承知のように三百倍とか四百倍近く物価指数等から動いておりまして、この調整をどうしてするかといふことは当然考えられたものでありませうけれども、これは他の生命保険その他とも関連いたしまして、郵便年金制度についてその措置がとられなかつた。しかし、貨幣価値の大変動の直後において、できるだけどんどん手当をされたようでありませぬが、今御指摘のように、いなかでよく事情のわからなかつた人は、そのままに放棄されておつた実例があるようでありませぬ。たゞいま御指摘になりました点は私どもさらによく考へますけれども、先般來、法案の審議に關連いたしまして、郵便年金制度そのものが、国民年金やあるいはまた各種保険の発達等によりまして、どうのこゝらという御意見が出ましたけれども、やはり郵便年金は需要者も相当ございまして、現在、はつきりした数字はまだわかりませぬが、六十億圓くらいじゃないかといふ見当でありまして、その中に、どの程度たゞいま御指摘のようなものがあるか、これもよく調べまして、われわれとしては、他の長期にわたる掛金、積み立て等に關連する一環の問題として研究いたしたいと思つておられます。こゝで具體的に今日の物価指数に直して支払うといふようなことができれば一番御満足がいくと思つておられます。他の制度との関連もありまして、こゝらを十分研究いたしたいと思つておられます。

○平岡委員 御回答の限界はそのくらいなことであらうことは想像いたしておりました。ただ、現在郵便年金といふものの制度はやはりあるのでしょうか。

○小金国務大臣 ございませぬ。

○平岡委員 そちらと、将来に向かひまして、こゝら矛盾せる事例にかんがみまして、将来インフレ、貨幣価値の変動に見合つてスライドをしていくといふような、そゝら合理的な方式が打ち出せるものかどうか。それから、将来四、五十年たつて、現在の郵便年金の契約について、こゝらした嘆きを見ることのないような形が一つもとられておらないのであるかどうか。こゝらした点について御見解はどうなんでしょうか。

○小金国務大臣 郵便年金制度をもちろん存続いたしまして、これからは郵便年金を御利用の方にサービスをするつもりでありますが、たゞいま御指摘のように、相当長い年月を経ると、貨幣価値の方からいつて価値がなくなるんじゃないかといふような不信を起されてはまことに困るのであります。しかし、第二次世界大戦といふ異常な状態の中にはさみまして、その間の一環の措置としてとるべきものが、ほとんど全部がとられなかつた。その一つとして今残つておるのであります。私どもは、今後の郵便年金の普及につきましても、期間をなるべく短くする、あるいはまた、貨幣価値の変動があつた際には、その程度に應じて適當な措置を講じていくべきである、大体こゝらいう考へ方を持つて、まず郵便年金を御利用される方はそこを考へていただく、われわれの方も再びこゝらいうようなことを繰り返さないといふ立場

で、今郵便年金の御利用を願つておる次第であります。

○平岡委員 たゞいまこれから本委員会を通せんとする公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、この法律案は旧令共済組合期間と三公社共済組合期間の通算の合理的な正を要旨としておられます。要するに国民年金等を扱つておるそゝらいうサービス部門としての職員関係においては、戦前問題と戦後の問題を貨幣価値においてスライドする、こゝらいうような法律案すらできまして、こゝら合理的な正が企てられておるわけですね。こゝらだけ行き届いたことがあるのですけれども、主人公である国民それ自体の年金とかいふ事柄に對しては、その方分の一も配慮がなされておらぬわけなんです。ですから、この点を對照的にしてみると、われわれとしては矛盾感を感ずまして、納得いきかねるわけでありませぬ。この公共企業体の職員それ自身は本来は国民へのサービスをなす人たちなので、その人たちの身分保障とか物価上の是正、つまりインフレに對する正當な防衛的なことを法律案として出してやることはけつこうなんですけれども、あなた方が奉仕すべき国民それ自体に對しては、この新聞紙上に訴へがあるがごとく、このこと一つを取り上げてみましても、なかなか行き届いた処置にはなつておらぬといふ矛盾をわれわれは痛感いたしますが、こゝらいう訴へを契機としまして、郵便年金制度を運営なされておる郵政省——これは単に郵政省ばかりではありませぬが、これと同じような一連の制度に取り組んでおる政府機関として

で、今郵便年金の御利用を願つておる次第であります。

は、やはり真剣にこのような問題を検討していただきたいことを強く要望しておきます。

○足立委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたします。

○足立委員長 なお、本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。お諮りいたします。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

○有馬(纏)委員 私が開いておるのは、組合員全員を代表すべき性格の方であるかどうかということをお聞きしておるわけですが、御承知のように、これは、御答弁であります。少なくとも組合に加入しておる全員の気持を代表する形で選ばなければならぬというのが後段の規定だろと思うのです。そういう性格を持つて代表されたものであるかどうか、その点大蔵省としての考え方を聞いておるわけです。外務省や法務省は自主的に選んだのでありましょうけれども、大蔵省としてその選び方が妥当であると考えていらっしゃるのかどうか、その点についてお考え方を伺いたいと思つておる。

○足立委員長 次に、本案に対しましては、理事会の申し合わせにより、附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は左の事項について速かに検討し、その実現を期せられたい。

一 旧陸海軍工廠等から日本国有鉄道その他の公社に引き継がれた職員等の通算措置については、その期間の完全な通算、減額規定の是正等に關し適当な措置を講ずること。

二 日本国有鉄道はじめ三公社に再採用された者について、再採用前の職員の在職期間を組合員の期間としてすべて通算すること。お諮りいたします。

本附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、本附帯決議を付するに決しました。

○小金國務大臣 ただいま全会一致をもって御決定になりました附帯決議の御趣旨につきましては、十分検討いたしまして、善処することといたしたいと存じます。ありがとうございます。

○足立委員長 なお、本案に關する委員報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○有馬(纏)委員 最初に運営審議会の問題についてお伺いいたしたいと思つておる。有馬輝武君。

○有馬(纏)委員 最初に運営審議会の問題についてお伺いいたしたいと思つておる。有馬輝武君。

○有馬(纏)委員 最初に運営審議会の問題についてお伺いいたしたいと思つておる。有馬輝武君。

○有馬(纏)委員 最初に運営審議会の問題についてお伺いいたしたいと思つておる。有馬輝武君。

組合であります。外務省では、組合員を代表する委員に官房の総務参事官、アジア局事務官、欧亜局事務官、情報文化局事務官、ただ一人外務省職員の委員が入っております。また、法務省の共済組合では、東京地検の事務局長、東京法務局の会計課長、関東地方更生保護委員会の総務部長補佐、公安調査庁の総務部職員課長補佐、こういった人たちがなっているようでありまして、現在もこの人たちがやっておられるのかどうか。もしやっておられるとするならば、この人たちがはたして組合員を代表する委員として考えられるかどうか。これについてちょっとお伺いいたしたいと思つておる。

○船後政府委員 御質問は各省に分かれております単位共済組合の運営審議会の委員の問題でございますが、御指摘の通り、私どもが確認しておるところでは、外務省におきましては、組合員を代表する委員といたしまして、官房総務参事官、アジア局事務官、欧亜局事務官、情報文化局事務官及び外務省職組委員長となつております。法務省におきましては、東京地検の事務局長、東京法務局の会計課長、関東地方更生保護委員会の総務部長補佐、公安調査庁総務部職員課長補佐でございます。御承知の通り、運営審議会の委員につきましては、共済組合法第九條の第三項に規定がありまして、「委員は、各省各庁の長がその組合の組合員のうちから命ずる。次に第四項に、各省各庁の長は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に關する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとす。一部の者の利益に偏することのないように、相當の注意を払わなければならない。」かように相なっております。従いまして、各単位組合の運営審議会の委員の任命は、各省各庁それぞれ御判断によりまして運営する次第でありまして、ただいま御指摘の外務省、法務省につきましては、このよう構成を適當と認め、また十分円滑に運営されておる、かように承知しております。

○有馬(纏)委員 今、後段の方でお読みになりましたように、法第九條の四項では、委員が一部の者の利益に偏することのないように注意すべしという規定があるわけでありまして、それについて、あとでお伺いいたします掛金率の変更等についても、今までのいろいろ問題があつたわけでありまして、今外務省や法務省を一例にあげましたけれども、この規定のようにはなしてこれが一部の者の利益に偏しないような人事構成であるかどうか。この点についてもあとでお伺いいたしたいと思つておる。少くとも大蔵大臣が大きな権限を握つておられて、こういう問題にまでタッチできる大蔵省として、これがはたして民主的な構成であると考えておられるのかどうか、これについて再度御答弁を願いたいと思つておる。

○船後政府委員 運営審議会の委員の任命は、先ほども申しましたように各省各庁の長に委任いたされておる。特に大蔵省に承認を求め、あるいはその協議を要する、かような扱いになつておりません。いずれも各単位共済の自主性にゆだねております。先ほど申しました通り、外務省、法務省を除きましては、大体それぞれの省庁

の労働組合の代表者とその組合員を代表する委員にいたしておりますけれども、この二つの省庁におきましても、特に組合員を代表する委員が、労働代表でないというこのために、共済組合法第九條の四項の趣旨を逸脱するような運営の方法があつたというふうには考えておりません。

○有馬(纏)委員 私が聞いておるのは、組合員全員を代表すべき性格の方であるかどうかということをお聞きしておるわけですが、御承知のように、これは、御答弁であります。少なくとも組合に加入しておる全員の気持を代表する形で選ばなければならぬというのが後段の規定だろと思うのです。そういう性格を持つて代表されたものであるかどうか、その点大蔵省としての考え方を聞いておるわけです。外務省や法務省は自主的に選んだのでありましょうけれども、大蔵省としてその選び方が妥当であると考えていらっしゃるのかどうか、その点についてお考え方を伺いたいと思つておる。

○船後政府委員 外務省と法務省が他の省庁と多少異なるような委員の選出方法をいたしておりますが、大蔵省といたしましては、先ほども申しました通り、各省庁の自主性にゆだねておりますので、もし御指摘のような御心配がございませば、當然われわれとしても注意しなければならぬこととございませうから、なお外務省、法務省両当局とも十分その点につきましては御相談申し上げたいと存じております。

○有馬(纏)委員 答弁になつていないです。妥当かどうか、はっきりイエス、ノーと言つて下さい。

○船後政府委員 妥当かどうかという

点を、ただ単に、その委員の現在の職責が何であるかという点から、外形的に判断するわけにも参らない点があると思ひます。従ひまして、実質上外務省、法務省のこゝろの選り方が第九条四項を逸脱しているかという点になりまして、私どもも外形標準のみでは逸脱しておるとは考えておりません。ただ運営方法いかんによりましては、一部の者の利益に偏することのないようという注意規定に触れるおそれもございまして、それらの点は実情に即して両当局とも御相談申し上げたいと思ひます。

○有馬(輝)委員 それではお伺ひいたしますが、外形で一がいには言い切れないといひますと、その判断はどこでされるのですか。少なくとも各省庁には管理職群というものがあつて、それによつてその性格を規定するし、労働組合の組合員の範囲等についても、今ILO条約とも関連いたしまして非常に問題になっておりますが、形式を抜きにしてどのような点を妥当かどうかという判断の基準にされるのですか。

○船後政府委員 法律の第九条四項で申しておりますのは組合員の問題でございまして、これは共済組合員でございまして、従ひまして、各省によりまして、たとえば外務省でございまして、外務省では、職員の間が外にあり、特殊な事情にございまして、大体こゝろの者の利益に偏することがないという基準の置き方を種々の職域に置いておられると了解いたしております。また、法務省におきましては同様、本省系統、あるいは法務局系統、あるいは公安調査庁系統、あるいは保護委員会系統というように、

それぞれ職域に一つの基準を置きまして、広く組合員の利益を代表する委員を選出しておられる、かように了解しております。

○有馬(輝)委員 たとえば官房とか、アジア局とか欧亜局あるいは法務省の東京地検とか東京法務局、こゝろにはいわゆる組合に加入しておる人たちはいないのですか。

○船後政府委員 私ども、それぞれの省庁の労働組合がどういふ構成になつておりますか、遺憾ながら知識を持ち合せておりませんが、いずれにいたしましても、これらの人たちは共済組合員でございまして、御指摘のように外務省の官房にはもちろん共済組合員がおりますのでございまして、その官房の総務参事官も共済組合員でございまして、その中に外務職組の組合員がおるかどうか、これはどうも私も確認いたしかねます。

○有馬(輝)委員 非常に形式的な答弁をされるのですが、私が聞いておる趣旨はおわかりだろうかと思つておる。何もこゝろの形で、ほかの省庁に比べまして、外務省と法務省が管理職群にあるような人々を入れる必要はないのでして、やはりほかの衆議院とか農林省とか文部省とか、こゝろの省とどうも同じような構成メンバーにすることゝが妥当なもので、特に外務省、法務省がこゝろの選り方をしなければならぬ理由があれば、それを伺ひたい。これは法九条第四項の趣旨に合致する選り方であるかどうか、この点について大蔵省としての考え方を聞かしていただきたい。

○船後政府委員 ただいま申し上げましたような委員の選出方法と運営の仕

いしておるわけなのです。そういった立場で御答弁をいただきたい。○船後政府委員 先ほど申し上げております通り、運営審議会の委員は全各省の自律性にまかしております。法務省、外務省では、私先ほど申しましたような特殊の事情から、職域ごとに共済組合員の利益の代表者を選んでおるわけでありまして、他の省庁と異なる形でありまして、この点につきましまして、さらに両省庁に事情を聴取いたしまして、先生の御意向もお伝えした上で、御相談申し上げたいと存じております。

○有馬(輝)委員 次に伺ひたいですが、各単位共済で組合員を代表する委員と当局を代表する委員が現在のところ同数になつておるようではございませぬが、この同数にしなければならぬという規定はどこにあるのか、この点について伺ひたいと思ひます。

○船後政府委員 法律の規定によりまして、委員は十人以上といたしておりますので、必ずしも同数でなければならぬ、かような結論にはならないのでございまして、ただ各単位組合には定款がございまして、その定款の中で、それぞれ自主的に委員の選出方法あるいはその数、こゝろのものを規定しておる次第でございまして、

○有馬(輝)委員 先ほど申し上げました選り方を各省庁の定款によりまして同数を認めておるのでありますが、これは法九条第四項の趣旨に合致する選り方であるかどうか、この点について大蔵省としての考え方を聞かしていただきたい。

○船後政府委員 ただいま申し上げましたような委員の選出方法と運営の仕

方でもって過去十数年共済組合は円滑に運営して参つております。私どももいたしましては、各省定款に定めておりますような規定の仕方でもって十分九条の趣旨には合致しておる、かように判断いたしております。

○有馬(輝)委員 今十数年間スムーズに運営されてきておるといふお話でございまして、この点についてはあつてまた伺ひたいと思ひます。

次に、私は、連合会の理事会と評議員会の性格について、実際の運営上からいふ点があるのではないか、理事と評議員というものはどういふ性格のものであり、評議員会といふものはどういふ性格のものであるか、この点についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○船後政府委員 連合会の理事会は、わが執行機関でございまして、理事長が連合会を代表し執行するわけでございまして、その理事長を補佐して連合会の業務を執行するといふことのために理事会があるわけでございまして、これに對しまして、評議員会の方でございまして、評議員会の方は、連合会加入組合を代表する組合員である評議員各一名をもつて組織いたしております。そして、その会の性格といたしましては、連合会の運営に関する重要事項を審議するための諮問機関である、かような性格に相なつております。

○有馬(輝)委員 それではお伺ひいたしますが、現在の理事並びに監事と評議員の氏名、これをずっと読み上げて下さい。

○有馬(輝)委員 めんどくさいから私がつつと読み上げてみます。理事長今井一男、常務理事筒井竹雄、柳沢英蔵、常任監事赤沼香、理事杉村重吉、保倉忠、横田陽吉、海野将親、高橋豊、佐藤昌之、清水成之、長坂強、これは全部各省庁の管理課長なり厚生課長でございまして、評議員会では、今申し上げました杉村重吉、保倉忠、清水成之、横田陽吉、海野将親、高橋豊、佐藤昌之、長坂強、そのほかに参議院の厚生課長、総理府の会計課長等々が入つておられます。

それでお伺ひたいのは、今の御説明では、理事会といふものは執行機関であり、評議員会といふものは運営に関する諮問の機関である、こゝろのお話でございまして、これについては、今も私が名前をあげましたように、両者がダブつておつて、執行機関にいる人たちが諮問機関にいる人たち、つまり自分自身に尋ねて、そして運営する、こゝろのあり方について、これが妥当だと考えていらつしやる大蔵省の考えの根拠についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○船後政府委員 御指摘の通り、連合会の理事のうち、常務理事を除く理事は、大体評議員会のメンバーでございまして、先ほど申し上げました通り、この評議員会の方は、それぞれの加入組合を代表いたしまして、評議員としての資格で連合会の重要事項の審議をいたすわけでございまして、他方、同一人が理事の資格で執行機関——もちろん同一人格が二つの職を兼ねるにつきましましては、監事と理事が同一人格を占めるということ、これは禁止しなければならぬと思つてございまして

が、先ほど申しました通り、評議員会は各単位共済の代表者をもってそれぞれ重要事項を審議するという性格でございますので、同一人格が二つの職を兼ねておりましたも差しつかえない、かように解しております。

○有馬(纏)委員 しかば、諸閣僚に近い性格を持つておられるものと執行機関とが同一人で構成されておられるようなもの例がほかにありましたら、一つお教えをいただきたいと思ひます。

○船後政府委員 私の記憶する限りでは、ほかの方の法人のこらういつた構成状況を存じませんので、そらういつた例を申し上げることはできません。御了承願ひます。

○有馬(纏)委員 私は、少なくともこの構成というものは、評議員と理事というものは別々にするのが筋ではないかと思ひます。常識で考えて当然そらうだと思ひます。自分たちがきめておいて、自分たちが執行して、評議員会に諮るも何もありませんで、評議員会でどのように運営されてきたか、実例をお聞かせ願ひたいと思ひます。あとで私は具体的な例でお伺ひいたしますけれども、何か湧騰するよらな議論がありましたか。その日に決算書を出して、膨大な資料をこんなに山積みにして置いて、評議員が異議なし異議なしで通してきたのが現在までの実情ではありませんか。

○船後政府委員 私、特に評議員会に出席するよらな立場に置かれておられますので、内部の審議の状況は存じておりませんが、従来からの例によりますれば、重要事項、たとへば最近の例によりますれば、三十六年度の事業計画

でございますが、こらうい事業計画につきましましては、連合会の執行機関でもって原案を作成し、事前にこれを各単位共済に通知いたしまして、各単位共済の運営審議会で十分議論を尽くし、そらうして連合会の評議員が、それぞれ単位共済の意見を持つて評議員会の場に臨み、その事業計画を審議する、こらういよらに実行してはと承ひたしておられます。

○有馬(纏)委員 法第三十五条の四項で、評議員というものは非常に大きな権限を持つておられるわけでありまが、法第三十五条の第三項で、その選出については、各省各庁の長が一人を選出することになっておられますが、今私が読み上げましたよらな各課長を任命しなければならぬという規定がどこにあるか、一つお聞かせていただきたいと思ひます。

○船後政府委員 ただいま御指摘の第三十五条第三項によりますれば、評議員も各省各庁の長が選任するわけでございますが、この評議員の性格は、第二項にありますが、加入組合を代表するものでございまして、各単位組合で選出されまが場合には、事柄の性質上、当然共済組合の事務に最も明ら方方を任命される。そらういたしますれば、おのずから担当の課長が任命されることになりまが次第であります。

○有馬(纏)委員 明ら方方ということと全組合員を代表するかどうかということと一様なんですか。

○船後政府委員 当然評議員は各組合を代表しなければならぬものでございまして、そこで、各単位組合の意思といふものは、もちろん各単位組合には運営審議会があるわけでありまが

ら、この運営審議会で十分議論を尽くされまが上で、評議員の方が、その結論を持つて評議員会にお臨みになるわけでありまが、事務担当に明ら方方がそらういことでもっていかれますれば、やはり組合を代表することになると存じておられます。

○有馬(纏)委員 今お話にありまがが、御承知のよらに、三十五条の第二項では、「評議員会は、連合会加入組合を代表する組合員である評議員各一人をもつて組織する。」そらうして、第三項で、「前項の評議員は、連合会加入組合に係る各省各庁の長が、その組合員のうちから任命する。」こらういことになっておられます。しかも、この評議員会の仕事は、定款の変更、それから運営規則の作成及び変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、重要な財産の処分及び重大な債務の負担、その他連合会の業務に関する重要事項、こらういことを決定することになっておられるわけでありまが。その決定にあつては、先ほど申し上げましたよらに、第九条によりますれば、全組合員の意向を反映するよらにということが、今私は、大蔵省当局の見解として、議を尽くしてはいるから、全組合員の意向を代表して、しかも十数年間スムーズに運営されてきたよらなお言葉をお聞きたしたのでありまがけれども、現在の千分の四十四の掛金率をきめまが際

の掛金率は、三十四年十月の切りかえの際ですが、そのときにおきましては、連合会の定款でもって定めるべき事項でございまして、一方におきましては各運営審議会に諮りつつ、他方におきましては連合会評議員会の議を経るよらな措置をとつて参りました。

○有馬(纏)委員 今お話にありまがが、御承知のよらに、三十五条の第二項では、「評議員会は、連合会加入組合を代表する組合員である評議員各一人をもつて組織する。」そらうして、第三項で、「前項の評議員は、連合会加入組合に係る各省各庁の長が、その組合員のうちから任命する。」こらういことになっておられます。しかも、この評議員会の仕事は、定款の変更、それから運営規則の作成及び変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、重要な財産の処分及び重大な債務の負担、その他連合会の業務に関する重要事項、こらういことを決定することになっておられるわけでありまが。その決定にあつては、先ほど申し上げましたよらに、第九条によりますれば、全組合員の意向を反映するよらにということが、今私は、大蔵省当局の見解として、議を尽くしてはいるから、全組合員の意向を代表して、しかも十数年間スムーズに運営されてきたよらなお言葉をお聞きたしたのでありまがけれども、現在の千分の四十四の掛金率をきめまが際

に、スムーズに運営されて参りましたので、私は、この千分の四十四が決定されたまが経緯について、この際詳しくお聞きしておきたいと思ひます。

○船後政府委員 千分の四十四の長期

の掛金率は、三十四年十月の切りかえの際ですが、そのときにおきましては、連合会の定款でもって定めるべき事項でございまして、一方におきましては各運営審議会に諮りつつ、他方におきましては連合会評議員会の議を経るよらな措置をとつて参りました。

○有馬(纏)委員 今お話にありまがが、御承知のよらに、三十五条の第二項では、「評議員会は、連合会加入組合を代表する組合員である評議員各一人をもつて組織する。」そらうして、第三項で、「前項の評議員は、連合会加入組合に係る各省各庁の長が、その組合員のうちから任命する。」こらういことになっておられます。しかも、この評議員会の仕事は、定款の変更、それから運営規則の作成及び変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、重要な財産の処分及び重大な債務の負担、その他連合会の業務に関する重要事項、こらういことを決定することになっておられるわけでありまが。その決定にあつては、先ほど申し上げましたよらに、第九条によりますれば、全組合員の意向を反映するよらにということが、今私は、大蔵省当局の見解として、議を尽くしてはいるから、全組合員の意向を代表して、しかも十数年間スムーズに運営されてきたよらなお言葉をお聞きたしたのでありまがけれども、現在の千分の四十四の掛金率をきめまが際

に、スムーズに運営されて参りましたので、私は、この千分の四十四が決定されたまが経緯について、この際詳しくお聞きしておきたいと思ひます。

○船後政府委員 千分の四十四の長期

まして、新法の規定によりまして、保険数理に基づき、種々のデータをそろえまして、客観的に計算いたしたのでございまして、その結論が総財源率として全体で約千分の九十九、これを四十五対五十五の負担割合によつて分けまがすと、組合員の掛金が千分の四十四、国の負担金が千分の五十五、こらういことが連合会関係におきましては結論として出てきたわけでございます。なお、当時の関連組合でございまがすが、公務員共済の適用を受けておられます他の林野庁あたりにおきましては、この掛金率が千分の四十五になり、あ

○有馬(纏)委員 どういうふうなきめ

○船後政府委員 経緯と申しますと、御承知の通り、この旧共済組合法から新法に切りかえになりまして、これでもって従来の官吏についての恩給制度と雇用人についての共済年金制度が一本の共済年金制度に統合されたわけでございます。従いまして、新法に即しまして、また新法の対象職員に即しまして、新しく財源率の計算が必要になつたわけでございますが、従来の恩給の千分の二十というものは保険数理的に算出された率ではありまがせんので、この率よりも上昇することは当然でございまして、かつまた旧共済における大体千分の三十前後というその掛金率も、対象職員がふえまがしたこと、あるいはまた給付内容がレベル・アップいたしましたこと、これらの要素から当然上昇することが予想されたのでござい

○有馬(纏)委員 千分の四十四の長期

まして、新法の規定によりまして、保険数理に基づき、種々のデータをそろえまして、客観的に計算いたしたのでございまして、その結論が総財源率として全体で約千分の九十九、これを四十五対五十五の負担割合によつて分けまがすと、組合員の掛金が千分の四十四、国の負担金が千分の五十五、こらういことが連合会関係におきましては結論として出てきたわけでございます。なお、当時の関連組合でございまがすが、公務員共済の適用を受けておられます他の林野庁あたりにおきましては、この掛金率が千分の四十五になり、あ

○有馬(纏)委員 どういうふうなきめ

○船後政府委員 経緯と申しますと、御承知の通り、この旧共済組合法から新法に切りかえになりまして、これでもって従来の官吏についての恩給制度と雇用人についての共済年金制度が一本の共済年金制度に統合されたわけでございます。従いまして、新法に即しまして、また新法の対象職員に即しまして、新しく財源率の計算が必要になつたわけでございますが、従来の恩給の千分の二十というものは保険数理的に算出された率ではありまがせんので、この率よりも上昇することは当然でございまして、かつまた旧共済における大体千分の三十前後というその掛金率も、対象職員がふえまがしたこと、あるいはまた給付内容がレベル・アップいたしましたこと、これらの要素から当然上昇することが予想されたのでござい

○有馬(纏)委員 千分の四十四の長期

まして、新法の規定によりまして、保険数理に基づき、種々のデータをそろえまして、客観的に計算いたしたのでございまして、その結論が総財源率として全体で約千分の九十九、これを四十五対五十五の負担割合によつて分けまがすと、組合員の掛金が千分の四十四、国の負担金が千分の五十五、こらういことが連合会関係におきましては結論として出てきたわけでございます。なお、当時の関連組合でございまがすが、公務員共済の適用を受けておられます他の林野庁あたりにおきましては、この掛金率が千分の四十五になり、あ

○有馬(纏)委員 どういうふうなきめ

○船後政府委員 経緯と申しますと、御承知の通り、この旧共済組合法から新法に切りかえになりまして、これでもって従来の官吏についての恩給制度と雇用人についての共済年金制度が一本の共済年金制度に統合されたわけでございます。従いまして、新法に即しまして、また新法の対象職員に即しまして、新しく財源率の計算が必要になつたわけでございますが、従来の恩給の千分の二十というものは保険数理的に算出された率ではありまがせんので、この率よりも上昇することは当然でございまして、かつまた旧共済における大体千分の三十前後というその掛金率も、対象職員がふえまがしたこと、あるいはまた給付内容がレベル・アップいたしましたこと、これらの要素から当然上昇することが予想されたのでござい

○有馬(纏)委員 千分の四十四の長期

まして、新法の規定によりまして、保険数理に基づき、種々のデータをそろえまして、客観的に計算いたしたのでございまして、その結論が総財源率として全体で約千分の九十九、これを四十五対五十五の負担割合によつて分けまがすと、組合員の掛金が千分の四十四、国の負担金が千分の五十五、こらういことが連合会関係におきましては結論として出てきたわけでございます。なお、当時の関連組合でございまがすが、公務員共済の適用を受けておられます他の林野庁あたりにおきましては、この掛金率が千分の四十五になり、あ

○有馬(纏)委員 どういうふうなきめ

○船後政府委員 経緯と申しますと、御承知の通り、この旧共済組合法から新法に切りかえになりまして、これでもって従来の官吏についての恩給制度と雇用人についての共済年金制度が一本の共済年金制度に統合されたわけでございます。従いまして、新法に即しまして、また新法の対象職員に即しまして、新しく財源率の計算が必要になつたわけでございますが、従来の恩給の千分の二十というものは保険数理的に算出された率ではありまがせんので、この率よりも上昇することは当然でございまして、かつまた旧共済における大体千分の三十前後というその掛金率も、対象職員がふえまがしたこと、あるいはまた給付内容がレベル・アップいたしましたこと、これらの要素から当然上昇することが予想されたのでござい

○有馬(纏)委員 千分の四十四の長期

る事項、八が資産の管理その他財務に  
関する事項、九がその他組織及び業務  
に關する重要事項となつております  
が、掛金率の算定についてはどこに出  
ておりますか。

○船後政府委員 第二十四条の定款規  
定は、連合会の定款で規定すべきこと  
を列挙しておりますが、この列挙に漏  
れたものは連合会の定款事項ではな  
い。これは明らかであると考えており  
ます。他方、長期給付の掛金率の規定  
といたしましては、実体的には第百条  
二項が「掛金は、大蔵省令で定めると  
ころにより、組合員の俸給を標準とし  
て算定するものとし、その俸給と掛金  
との割合は、組合の定款で定める。」か  
うになっております。ところが、他  
方におきまして、同法四十一条に就み  
かえ規定がございまして、四十一条第  
一項によりまして、この「組合」とあり  
ますのは、「長期給付で連合会加入組合  
に係るものにあつては、連合会。」この  
規定がございまして、先ほど申しま  
した通り、連合会加入組合にかかわる  
掛金率は連合会の定款で定めねばなら  
ないということになるわけがございま  
す。従いまして、連合会の定款の改正  
措置をとつた次第でございまして。

○有馬(輝)委員 今のお話の経緯でも  
わかりますように、少なくとも連合会  
の定款で定めるべき重要事項として、  
私は、今申し上げました各項のほか  
に、掛金率の問題をあげるべきではな  
いかと思ひますが、その点どうなん  
ですか。

○船後政府委員 立法問題といたしま  
しては、先生の御意見は非常にごもつ  
ともでございますが、現行法によりま  
しても、二十四条は一応列挙しただけ

でございまして、ことに第九号には  
「その他組織及び業務に關する重要事  
項」という包括的なことも載せてあり  
ますので、その二十四条の規定と、先  
ほど申しました第四十一条、第百条、  
これらの規定を同時に体しませれば、  
連合会の加入組合にかかわる掛金率は  
連合会の定款で定めることは明らかで  
ある。そのように解しております。

○有馬(輝)委員 その連合会の定款で  
定めることは明らかである、四十一  
条その他を援用してのお話なんですす  
けれども、掛金率というものはその他と  
いうようなことで包括していいような  
軽いものなんですか。

○船後政府委員 決して軽いものでは  
ございませぬ。第二十四条の第六号に  
「長期給付の決定及び支払に關する事  
項」とございまして、立法論といたしま  
すれば、このあたりに掛金率に關する  
事項も明記すべきではあつたかとい  
ふふうにも考えられますけれども、書い  
てないからといって、さればといつて  
連合会の定款事項ではないということ  
にはならないと考えております。

○有馬(輝)委員 読みかえ規定をもつ  
て強引なことをやられたわけでありま  
すが、同時に俸給から天引きするとい  
うことをやられておりますが、その基  
礎をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○船後政府委員 共済組合法の百一条  
第一項でございまして、「組合員の給手  
支給機関は、毎月、俸給その他の給手  
を支給する際、組合員の給手から掛金  
に相当する金額を控除して、これを組  
合員に代つて組合に払い込まなければ  
ならない。」この規定に基づいてありま  
す。

○有馬(輝)委員 先ほどの理事会なり

評議員会なりの構成の問題とも関連し  
てくるのですが、この今の規定は、基  
準法との関連はどうなりますか。

○船後政府委員 基準法よりも直接に  
は給与法の適用を受けるわけでありま  
すが、これは法律に別段の定めある場  
合には天引き規定が許されております  
す。

○有馬(輝)委員 それから次に、先ほ  
どの掛金率改訂の法的基礎について、  
いま一度お聞かせいただきたいと思  
ひます。

○船後政府委員 先ほど申し上げまし  
た通り、四十一条でございまして、四  
十一条は非常に技術的な規定でござい  
まして、第一項に、給付の総額規定で  
ございまして、「給付を受ける権利は、  
その権利を有する者の請求に基づいて、  
組合」ところなつてございまして、カッ  
コの中で「長期給付で連合会加入組合  
に係るものにあつては、連合会。以下  
この条。」とつづつときまして、第百条  
第二項において同じとなつてございま  
す。百条第二項には「俸給と掛金との  
割合は、組合の定款で定める。」となつ  
ておりますので、これを両者あわせ  
て読みますれば、連合会加入組合にか  
かる俸給と掛金との割合は連合会の定  
款で定める、こういうことになりま  
す。連合会加入組合におきましては、  
各組合をプールいたしまして保険計算  
をいたしておるわけでありまして、  
こつた保険条項からも、一本で  
もつてきめねばならぬのは当然でござ  
います。連合会加入組合ことにはらば  
らの掛金率であつては、保険数理の運  
用上からも不可能でありますので、そ  
ういつた条項上からも当然の規定で  
ございまして。

○有馬(輝)委員 四十一条並びに百条  
の規定によるといふことはわかりまし  
たが、四四にしなければならなかつた  
理由についてお伺ひしておるわけ  
です。

○船後政府委員 これは保険数理の問  
題でございまして。掛金率の算定の方  
法につきましては、まず第九十九条の第  
一項の第二号にございまして、「長期  
給付に要する費用については、その費  
用の予想額と長期給付に係る次項の掛  
金及び負担金の額並びにその予定運用  
収入の額の合計額とが、將來にわたつ  
て財政の均衡を保つことができるよう  
に、かつ、毎事業年度の同項の掛金及  
び負担金の額が平均的になるように定  
める。」という一般的な事項をうたつて  
おります。つまり、ここで申してあり  
ますことは、恩給制度とは違ひまし  
て、この年金制度におきましてはど  
こまでも保険数理的に掛金率をはじきな  
さいといふこと、それからまた、完全  
積み立て主義をとりまして、いわゆる  
平準保険料方式にしなさいといふこと  
であります。これらの規定を受けまし  
て、それぞれ政令におきましては具体  
的にいかなるデータを用いてはじくか  
といふことを規定しておりますが、こ  
れを簡単に申し上げますと、各組合員  
につきまして、脱退あるいは死亡ある  
いは年金受給者の死亡あるいは俸給指  
数の上昇傾向その他保険計算の基礎資  
料がございまして、これを実情に即し  
まして収集し、それぞれ保険数理的に  
処理いたしまして、その結果として取  
入と支出とが長期にわたつたとんと  
となるような率があるかといふこと  
を計算するわけがございまして。この  
計算方法は、国家公務員共済組合に限

らず、公共企業体共済につきましても、あらゆる共済につきまして同様の  
計算方法をとつております。

○有馬(輝)委員 きよりは都合がござ  
いまして、あすにまた今の問題につ  
いては伺ひますが、さらに、昭和三十  
四年の十月一日に恩給がなくなつて  
今の共済組合に引き継がれたわけであ  
りますが、百分の二の国庫納金、このい  
わゆる整理資源ともいわれるべき引き  
継がれた部分についての額、その利子  
ほどのくらいになつておつたのか、こ  
の点についてお聞かせ願ひたいと思  
ひます。

○船後政府委員 先ほど申し上げて  
おります通り、恩給制度は保険システ  
ムによつて運営いたしておりません。  
従いまして、恩給当時の運営は、毎年  
国庫納金の形で収入を受け取り、他方  
その年度の給付の必要額を歳出予算に  
計上する、こういう方法をとつており  
ます。従いまして、国庫納金はその年  
度の国の雑収入として受け入れられて  
おります。従いまして、共済制度にお  
けるような積立金あるいは準備金とい  
ふ概念は全くございませぬ。そつう  
の意味では、切りかえ時に何らの積立金  
も引き継いでおりませぬ。そのかわり  
といたしまして、恩給時代にかかわる  
追加費用はすべて国の負担となるとい  
う経過規定が設けられておる次第で  
ございまして。

○有馬(輝)委員 少なくとも、共済組  
合に引き継がれた経緯からいたしまし  
て、私は今おつたように雑収入  
として処理すべき性格のものではない  
と思ひます。その点どうな  
りますか。

○船後政府委員 厳密なる保険理論の



当時就職することが困難で、そつう者率先して満州国政府の職員としようとしたという歴史的な事実の上に立つならば、それは本人の特定の希望によつて行なわれたのではなくて、その当時の政治的な要請がもとになつておるといふ判断が私は成り立つと思つておるが、そつうの場合に、少なくとも内地に育つた者はおそらく内地の公務員となつて出向したであらうが、当時長い年月にわたつて日本は満州の経営をしておつたわけであり、満州から、純粋に満州に育ち、満州の学校を卒業して、そつうして当然内地の公務員になりたいけれども、当時すでに満州国としてのいろいろな要請があつて、先にそつうになつたといふ者の場合には、私は事実関係から見ると取扱いがいささか公平を欠くように思つたのですが、これを拡大してはいけなかつたという積極的な理由があるのかどうか。すでにこれらの者は今後には拡大する予想のあるものではなくて、すでに限られた範囲の中で残されておる者の取り扱ひでありますから、限定はされたものであつて、今後の取り扱ひに支障を来たすものではない。そつうするならば、恩給法の取り扱ひ等においても考慮されておるものが、当然本質的に性格を同じうするところの退職手当についても適用されてしかるべきであると考えますけれども、一考する余地はないのかどうか。

○船後政府委員 先ほども申し上げました通り、退職手当の方は、日本国政府にある一定期間勤めたという事実をとらえて、それに対する退職時の一時金、この性格につきましては、後払い説でありますとか、あるいは功勞の表

彰であるとか、いろいろな性格がございますが、いずれにいたしまして、そつういつたある雇用主に一定期間勤めたために出る日本特有の制度でございます。その面に着目いたしまして、満州国政府でお勤めになつたといふ期間、やはり満州国政府が雇用主でございます。いましたので、それぞれ退職手当があつたか否か、あるいはまた制度があつたとしても、混乱時に受け取らなかつたといふ方もございまして、けれども、建前といたしましては、それぞれの雇用主がみずからの責任でその勤務期間に対しては退職手当を支払うといふ建前であらうと考へておられます。現在の退職手当法はそつういつた建前を貫いておられますので、職員がいろいろな異動をいたしました際、一人の雇用主から退職手当をもらへば、もうその期間は問題としない。たとへば職員が一回退職いたしました再び再就職したケースでございますが、恩給なりの年金の場合には、やはり年金権付与という目的がございまして、一時金はかりにもらつた期間がありまして、もとで年金権を付与するために合算するといふことを恩給でも共済年金でもとつております。ところが、退職手当の方では、一度勤めまして退職いたしましたして、そつうして退職手当をもらつたといふ期間は、原則としてあとの再就職時には問題といたしておりません。それを特に問題といたしておられますが、終戦時の混乱という、個人

○堀委員 国家公務員退職手当法施行令第三条第三項の規定による解釈運用方針という中で、旧南滿州鉄道とか、滿州電電とかいろいろのものがあり、取扱いの例としてこれらのものが適用されるということになつておるようですが、そつうすること、これらの者と満州国政府の職員との関係は、満州国政府の職員である方が次元が低いといふふうに理解することになりますか。

○船後政府委員 御指摘の通り、引揚時のインフレ期におきましては、退職手当としては数百円程度であつたらうと思つておられます。ただ、これを返還するからとの期間をさつなげといふ御要望もあるわけでございますが、そつういつたすれば、終戦当時のあの非常なインフレ期におきまして種々の一時金があるわけでありまして、そつういつた一時金につきましても、同様今日の目で見ますればはなはだおかしな面もございまして、そつういつた一連の措置がどうなりまつか。それらとの関連におきましては、退手法だけで解決いたさうとすなほ今後検討いたしたいと存じますが、退手法だけで解決いたさうとすれば、やはり今回提案いたしましたような支給率を調整して長期勤続の有利性を保証する、これ以外には方法がないと考へておられます。

○平岡委員 ただいま上程の諸法律案は、旧令、新令通算シリーズでありますので、この際恩給局長にお伺いします。治安維持法該當者の恩給法上の扱ひはどうなつておられますか。

た理由のいかんを問はず、「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ」には、その恩給権を失権するといふことになつております。それからまた、五十一條の二号に、「在職中禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ」には、引き続きいたる職について恩給を受ける資格を失う、在職年についての利益を失うといふ規定もございまして、こつういふ規定に該当いたしまして、こつういふ規定に該当いたしまして、恩給権を失権し、あるいは在職年についての恩給を受ける利益を失う、こつういふことになつております。

○八善政府委員 恩給法におきましては、恩給法の第九條で、その処刑され



戸辰男先生の場合であります。東大にも在職されましたが、例のクロボトキンの論述で、治安維持法の該当者として追放されたわけがあります。この場合、東大の在職年と広島島の在職年はそれぞれ何年だったでしょうか。

○八幡政府委員 たいだいまのお尋ねですが、森戸先生の在職年は、調べてみますと、失官前の在職年が五年十一月、再就職後の期間が十二年五月、三十六年三月までで計算いたしました。そういうことになっておるようであります。

○平岡委員 森戸さんの場合に、われわれが直轄に考えまして、この方の恩給法上の取り扱ひとしての在職年数は、五年十一月と十二年五月、両方合わせまして十八年何カ月が妥当ではないかという感じをいふみ得ないのです。ところが、恩給法上では、そのことがそうはならぬということですね。この矛盾をどういふふうに御説明いただけますか。

○八幡政府委員 たいだいまのお尋ねの通り、確かに失官前の期間五年十一月とその後再就職してからの十二年五月を加えますと十八年ぐらゐになるわけでありまして、失官前の在職年、すなわちその在職中禁錮の刑に処せられたという事によつて、在職年の利益を失つた五年の期間がふいにならなければ、今度退職なさつても恩給権が獲得できる、こゝろいふわけだと思ふのです。従つて、個人的には非常にお気の毒だと思つておりますけれども、この法規の上では、その犯罪の行なわれた理由のいかんを問はず、第五十一条の二号では「在職中禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ」は、その在職

について恩給を受ける資格を失ふといふことで、五年十一月が除算される、こゝろいふことになるわけでございます。従ひまして、現行法の規定の解釈上あるいはそれに基づきます裁定上はいかんともなはしがたい、こゝろ思つております。

○平岡委員 過去の伝承に基づく恩給法を尺度にする限り、あなたのお答えは正しいでしょう。しかし、先ほど私が提起しました森戸さんの場合の十八年何カ月とされるべきであるというわれわれの判断も、やはり相当支持されると思ふのです。そこで、この矛盾を解決するために、現状の恩給法というものを前通させて、これを改正して、こゝろした方を救済すべきであると思はれておる。政府は救済する意思がございませぬか、ございませぬか。

○八幡政府委員 今後の立法政策として、こゝろいふ方々についてどういふふうな措置をとるかという事は非常にむずかしい問題でございまして、お説のような意見も立ちますし、また、一方においては、そろすべきではない、およそ官吏の服務規律が厳正であつた当時において、その服務規律に違反したことに對しては、恩給についてはやはりそれに相應した処遇をすべきであるという意見もありましようし、また、たとえば先生の御意見のようになつたとしても、その場合は、犯罪の原因について、治安維持法だけはいいんだ、懲戒免職はいけなないんだ、あるいは占領目的の違反行為だけはいいんだとか悪いのだとか、そゝろいふふうな価値判断というものは非常にむずかしいわけでございます。従ひまして、その

お気持はよくわかりますけれども、立法政策として考えます場合も非常にむずかしい問題がある、こゝろいふことになると思ひます。

○平岡委員 立法技術上むずかしいといふことですね。本旨はこれを救済しなければならぬとお考えですか、どうですか。

○八幡政府委員 これは私の個人的な意見になると思ふのでありますけれども、やはりその当時の申しませぬか、現在でもそゝろでありませぬけれども、公務員としての社会秩序というものを守らなければいけません、そして公務員として国民に奉仕しなければいけません、そゝろいふふうな義務のもとに立たされておられますから、従ひまして、これに對する違反、法秩序に對する違反といふものは恩給の面でも現われる、こゝろいふふうな現在の制度といふものは私は正しいのぢやないだらうか、こゝろ思つておるわけでございます。もちろん別な違つた意見もございませぬと思ひます。それらはいろいろございませぬから、検討しろといふことであれば、十分いろいろ検討いたしますけれども、私の気持はそゝろいふ氣持でございます。

○広瀬(秀)委員 関連して。国家公務員の退職手当法の一部改正の問題で関連質問をいたしたいのですが、給与課長にお伺ひしたいわけですが、今の恩給局長の個人的な考えとして言われた点を予断として粗かたにお答えをいただきたいのですが、終戦後の問題で、治安維持法と同じような、これは若干占領軍が完全な介入をした事件でありますけれども、レッド・ページと俗にいわれる共産主義者及びその同調者で業務阻害のおそれありと認められる者といふような、きわめてばく然たるGHQからの当時の覚書であつたか通達であつたか、そゝろいふ形式論は忘れたいけれども、そゝろいふようなことによつて公職から追放された人たちがおるわけですね。その人たちの中で、当時非常にこの取り扱ひは、単に組合運動をやつたといふことだけで共産主義者に対する同調者だといふような、きわめて情実的なものな人もあつて、これは当時非常に大きな問題であつたわけでありませぬけれども、その後そゝろいふ点でのあやまちが認められ、あるいはそゝろいふものではなかつたといふようなことが判明いたしました。教員の中にもあるいは公務員の中にも相当復職している人たちがいるわけですね。そゝろいふ人たちに對するこの退職手当等についての期間の通算といふような問題は、今度の場合、公職追放には追放期間が通算される、こゝろいふようなことになつたわけでありませぬ。これと照らし合はせれば、これはまさに彼此相通する問題であらうと思ふのです。レッド・ページで復職したものの場合に通算をしないといふことは、まさに片手落ちもはなはだし

かつたということでも復職しているといふよりな事実があるとすれば、その者にとつては、これは回復しがたい損害を、一方的に、しかも誤った判断のもとにやられた。こういふようなこともあるわけでありませぬ。しかもそれがGHQのそういう寛宥か何かに基づいてやられた。これを、当時の政府が、大へん得たり賢しというよりな形で、拙速でそういう非常に重大なことをやられて、しかもその判定のあやまちを認めて復職をさせた。こういふような場合に、これを何とかこういふ退職手当の面でも救済する措置を講ずるといふようなことは、これはしごく当然のことだと思ひます。公職追放の場合には、今度はその期間が通算をされるというよりなこともなるわけでありませぬ。その問題との関係をどういふよう

にお考えですか。  
○船後政府委員 公職追放は今回初めて取り上げたわけではございませんでして、従来から取り上げておりました。いろいろな期間通算の仕方あるいは改定の特例の協賛をお願いしておる次第でありまして、新たな問題ではございませぬ。これに対しては、懲戒免職の場合は、その事由がレッド・パージもございませし、種々の原因がございませぬ。また、それがその後に至りまして誤りであったという非常にお気の毒なケースもございませぬ。しかし、誤りでございませし、これは公務員法上の救済措置もあるわけでありませぬ。やはり現行制度が整備された後の問題といたしましては、現行制度の建前で解決する以外にはない、かように考へております。

○広瀬(秀)委員 これでは終わりますけれども、この問題もまたあと尾を引く問題でありますから、いつかまたやろうと思ひますけれども、政務次官、今私が質問した点についてどうお考えですか。  
○大久保政府委員 先ほど来、堀さん、広瀬さんその他の皆様から御質問の点は、まことに建前上困難な問題でございませしけれども、しかし森戸さんのようにお気の毒な方もありであるわけでありませぬ。われわれといたしましては、今後恩赦法または恩給法等の諸規定を考えました上で、それらお気の毒な方に対する措置をどうするかというところも十分考究されてきたかと思ひたい、かように考へる次第であります。

○足立委員長 ただいま議題となつております兩法律案中、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対しては、各派共同提案の修正案が提出されております。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対する修正案  
案  
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の一部を修正する。  
附則第二項を次のように改める。  
2 改正後の国家公務員等退職手当法(以下「新法」といふ。)附則第七項中(以下「新法」といふ。)附則第九項の規定は、昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新法附則第七項中新法

第七條の二第一項に係る部分及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。  
昭和二十八年八月一日から昭和三十六年二月二十八日まで(以下「適用期間」といふ。)内に退職した者につき、新法附則第九項の規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勤続期間に関する事項のうち同項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者に適用されていた退職手当の支給に關する法令(以下「退職時の法令」といふ。)の規定によるものとする。ただし、勤続期間に関する事項のうち新法附則第四項に規定するものについては、政令で別段の定めをすることができぬ。

4 適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるもの(そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族)が適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る新法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族(当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族)で適用期間内に死亡したものを以外のもに對し、その請求により、支給する。  
5 新法第十一條の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同條第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者」と読み替へるものとする。  
6 適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるものに退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に支給された退職手当(そのものの退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に支給された退職手当)は、新法及び附則第三項の規定による退職手当(前二項に規定する遺族に支給すべき新法及び附則第三項の規定による退職手当を含む。)の内払とみなす。

○足立委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。毛利松平君。  
○毛利委員 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案の理由を御説明申し上げます。  
修正案の案文はお手元にお配りいたしてありますので、朗讀は省略させていただきます。  
御案内の通り、今回の改正案は、外地官署引揚職員、外国政府職員等であつた者が、昭和二十八年八月一日以降、本邦に帰還した日から一定期間内に国家公務員等として再就職した場合に、勤続期間の計算について特例を設けることとしたこと、及び外地官署引揚職員等が退職した場合に支給する退職手当の額の計算について特例を設けることとしたことの二点をその内容とするものであります。これらの特例はいずれも本年三月一日以降の退職にかかる退職手当について適用することといたしてあります。  
しかし、右のうち、退職手当の額の計算の特例につきましては退職手当の支給率と密接な関係がありませぬし、また退職手当は本来適及適用すべき性質のものではないと思ひますので、これは適及適用することを適当といたしません。引揚職員等の特殊事情に基づき、本年三月一日以降の退職者とは区別すべき理由がないと思ひますし、また、この種の勤続期間通算の問題は、現行法の建前から、將來発生する問題でなく、過去の限られた問題である等の事情にありませぬので、この際、改正後の勤続期間の計算の特例に限り、昭和二十八年八月一日以降の退職にかかる退職手当について適及適用せしめることとしようというものが、本修正案の目的及び内容であります。  
○足立委員長 これにて修正案の趣旨説明に終わりました。  
国会法第五十七條の三の規定により、本修正案に對し、内閣において御意見があれば述べていただきます。大久保政務次官。  
○大久保政府委員 ただいま御提案の修正動議につきましては、政府といたしまして、やむを得ないものと存じて了承いたします。

○足立委員長 兩法律案及び修正案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

す。

○足立委員長 両法律案及び修正案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

「まず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。まず、修正案について採決いたします。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これを原案の通り可決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は修正議決いたしました。

○足立委員長 次に、本案に対しまして附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

政府は、外地官署引揚職員等の退職手当の計算の基礎となる勤続期間の取扱について、左記の諸点に留意して運用されたい。

(イ) 外地官署引揚職員等の退職手当計算の基礎となる在職期間の通算措置を、終戦後の特殊事情等を考

慮し、実情に即して緩和すること。

(ロ) 前号の措置は、昭和二十八年八月一日以後の既退職者についても、適及適用せしめること。以上であります。

お諮りいたします。  
本附帯決議を付するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、本附帯決議を付するに決しました。

○足立委員長 次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

○足立委員長 なお、両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は明二十日午前十時より理事會、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いた

します。

午後零時三十五分散會

〔参照〕

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二号）に関する報告書

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五六号）に関する報告書

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一三二二号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年四月二十四日印刷

昭和三十六年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局